

せとしんWEB定期預金規定

お預け入れのせとしんWEB定期預金（以下、「この預金」といいます。）につきましては、本規定によりお取り扱いさせていただきます。

第1条（預金の預け入れ）

1. この預金の預入金額は、1口につき10万円以上500万円以下とし、預入単位は、1円とします。
2. この預金の預け入れは、当金庫所定の手続きによってネットワークに接続できるパーソナルコンピューターおよび当金庫所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用して、お客様ご自身が、ご本人名義の普通預金口座から資金を振り替えることにより行うものとします。

第2条（取引の成立）

この預金の取引は、当金庫所定の手続きによってお客様ご自身が操作を行い、当金庫の手続きが完了した時点で成立するものとします。

第3条（利用条件）

1. この預金は、通帳または証書を発行いたしません。
2. この預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
3. この預金は、融資、ローン等の担保とすることができません。
4. この預金は、手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。
5. この預金は、現金による払い出しや一部の払い出しはできません。払い戻す際は、お客様ご自身がせとしん個人向けWEBサービスを利用して指定されたご本人名義の普通預金口座（以下、振替先口座といいます。）に入金するものとします。

第4条（自動継続）

1. この預金は、満期日に前回と同一の自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）に自動的に継続します。
継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用します。

第5条（利息）

1. この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - (1) 自動継続扱いの単利型のもの
この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、適用利率（以下、約定利率といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に振替先口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2) 自動継続扱いの複利型のもの

この預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に振替先口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

2. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第6条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項第1号、第2号①から⑤および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号①から⑤または第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座を第7条第2項に基づいて解約できるものとしします。

第7条 (解約等)

1. この預金口座を解約する場合には、当金庫所定(せとしん個人向けWEBサービス利用規定第9条)の手続きによってお客様ご自身が操作を行い、当金庫の手続きが完了した時点で成立するものとしします。

2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。

(1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

(2) この預金の預金者が前条第1項に違反した場合

(3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。

(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他本号①から④に準ずる行為
4. この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
5. 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当支店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第8条 (満期日前の解約の取扱い)

1. 自動継続扱いの単利型のもの

当金庫がやむを得ないと認めた場合、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

<預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日が満期日の場合>

- (1) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (2) 6か月未満1年未満 約定利率×50%

2. 自動継続扱いの複利型のもの

当金庫がやむを得ないと認めた場合、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

<預入日の3年後の応当日が満期日の場合>

- (1) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (2) 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- (3) 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- (4) 1年6か月以上2年未満 約定利率×40%
- (5) 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- (6) 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%

＜預入日の5年後の応当日が満期日の場合＞

- | | | |
|-----|-------------|----------------|
| (1) | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| (2) | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| (3) | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| (4) | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| (5) | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| (6) | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| (7) | 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
| (8) | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

第9条（譲渡、質入れ等の禁止）

この預金、預金契約上の地位その他、この取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第10条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務（手数料債務、保証債務を含みま
- ず）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、当金庫に対し複数の借入金等の債務がある場合には充
 - 当の順序方法を当金庫所定の方法で届け出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務者または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充
 - 当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充
 - 当いたします。
 - 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
 - この預金の利息については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金、手数料等の支払いは不要とします。

4. 第1項より相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第11条 （規定等の準用）

本規定に定めない事項については、せとしん個人向けWEBサービス利用規定ならびに当金庫の各種預金規定等により取扱うものとします。

第12条 （規定の変更等）

当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなく任意に変更できるものとし、当金庫のホームページへの掲示により変更後の規定を告知し、変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上